

小清水町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 小清水町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年度 (25年間経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	10.30人/ha (H27末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	本町の下水道事業は、小清水地区、浜小清水地区、止別地区について農業集落排水事業で整備しており、3処理区を有している。		
処 理 場 数	本町の下水道事業は、小清水地区、浜小清水地区、止別地区について農業集落排水事業で整備しており、それぞれの地区に処理施設を有しているため、処理場数は3箇所となっている。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化及び共同化については、下記に該当する構想や地域ではないため、実施されていない。 最適化については、「全道みな下水道構想Ⅲ」に準じた適切な処理区域となっている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町の下水道使用料金は、平成20年4月1日に改定し、現行の料金体系は以下に示すとおりである。 使用料の対象経費としては、維持管理費の全てと資本費の一部について算定を行っており、定期的に見直しを実施している。																																	
業務用使用料体系の 概要・考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">基本料金(1か月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用</td> <td>8m³まで</td> <td>1,250円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>官公署・団体用</td> <td>16m³まで</td> <td>2,870円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>16m³まで</td> <td>3,000円</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>浴場営業用</td> <td>80m³まで</td> <td>6,250円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>病院用</td> <td>240m³まで</td> <td>14,250円</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>8m³まで</td> <td>3,370円</td> <td>240円</td> </tr> </tbody> </table>				項目	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1m ³ につき)	基本水量	料金	家庭用	8m ³ まで	1,250円	150円	官公署・団体用	16m ³ まで	2,870円	160円	営業用	16m ³ まで	3,000円	170円	浴場営業用	80m ³ まで	6,250円	100円	病院用	240m ³ まで	14,250円	50円	臨時用	8m ³ まで	3,370円	240円
項目	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1m ³ につき)																															
	基本水量	料金																																
家庭用	8m ³ まで	1,250円	150円																															
官公署・団体用	16m ³ まで	2,870円	160円																															
営業用	16m ³ まで	3,000円	170円																															
浴場営業用	80m ³ まで	6,250円	100円																															
病院用	240m ³ まで	14,250円	50円																															
臨時用	8m ³ まで	3,370円	240円																															
その他の使用料体系の 概要・考え方																																		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,050円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,230円																													
	平成26年度	3,050円		平成26年度	3,231円																													
	平成27年度	3,050円		平成27年度	3,254円																													

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人(損益勘定所属職員:その他)
事業運営組織	本町の下水道事業は、建設課上下水道係で所管されている。 建設課においては、下水道事業のほか道路及び河川、住宅及び建築、公営住宅、建設機械、簡易水道に関する事項も所管しており、他事業と連携して効率的な管理・運営を行っている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の維持管理は年間委託を実施しており、管路、マンホールポンプ所の定期清掃などの対応の際には、その都度民間委託により対応を図っている。
	イ 指定管理者制度	下水道事業は、住民生活に直結する事業であり、指定管理者制度を利用した民間の管理・運営にはなじまないものと考えて、本町では検討していない。
	ウ PPP・PFI	本町では、大規模な新規整備や改築更新事業は無く、PPP・PFIに該当するような事業は現段階では無い。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の下水道事業は小規模であるため、エネルギー利用については効果が小さく、費用が高価となる傾向にある。そのため、エネルギー利用については実施していない状況にある。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町の下水道事業において、未利用土地は無い。また、小規模であるため、施設の汎用性も低く活用できるような施設を有していないため、土地・施設等の利用は実施していない状況にある。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

- ①収益的収支比率については、単年度の収支においては赤字となっており経営改善に向けた取組が必要である
 ④企業債残高対給水収益比率については、類似団体より低い状況にあるが平成27年度より実施の施設整備更新に伴い今後上昇が見込まれる
 ⑤経費回収率は類似団体の平均よりは上回っているものの使用料以外の収入でも汚水処理費が賅われており適正な料金体系の検討が必要である
 ⑥汚水処理原価については、類似団体の平均より下回っており効率的な汚水処理が行えている
 ⑦施設利用率は、類似団体の平均より上回っており効率的な利用となっている
 ⑧水洗化率は約97%と高い率を示している

経営比較分析表

北海道 小清水町

業種名	業種名	類似団地区分	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
法非適用	下水道事業	F2	5,142	286.89	17.92
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
-	該当数値なし	90.29	3,182	3.09	1,029.77
			1か月20m ³ 当たり処理料金 (円)		
			3,050		

グラフ凡例

- 当該団体の値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率 (%)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
当該値	85.69	91.33	95.15	89.20	85.58
平均値					85.58

【単年度の収支】

②累積欠損金比率 (%)

該当数値なし

③流動比率 (%)

該当数値なし

④企業債残高対事業規模比率 (%)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
当該値	500.84	516.61	475.77	308.64	412.76
平均値	1,239.20	1,197.62	1,126.77	1,044.80	1,081.80

【償還残高】

2. 老朽化の状況

⑤経費回収率 (%)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
当該値	77.17	90.18	100.98	83.05	82.33
平均値	51.56	51.03	50.90	50.82	52.19

【料金水準の適切性】

⑥汚水処理原価 (円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
当該値	207.27	178.94	156.93	194.53	197.64
平均値	283.26	289.60	293.27	300.52	296.14

【費用の効率性】

⑦施設利用率 (%)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
当該値	61.58	62.94	64.42	61.33	60.47
平均値	55.20	54.74	53.78	53.24	52.31

【施設の効率性】

⑧水洗比率 (%)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
当該値	95.77	96.81	96.46	96.69	96.83
平均値	83.73	83.88	84.06	84.07	84.32

【使用料対象の補正】

⑨管理改善率 (%)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.03	0.04	0.03	0.02	0.01

【管理の更新投資・老朽化対策の実施状況】

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率については、単年度の収支において、単年度の収支に必要では赤字となっており経営改善に向けた取組が必要である。

②企業債残高対事業規模比率については、類似団体より低い状況にあるが平成27年度より実施の施設整備更新に伴い今後上昇が予想される。

③経費回収率は類似団体の平均より上回っているものの使用料以外の収入でも汚水処理が行われているため、類似団体の平均より上回っている。

④施設利用率については、類似団体の平均より上回っており原価的汚水処理が行われている。

⑤水洗比率は約97%と高い率を示している。

2. 老朽化の状況について

老朽化の状況については、管理の更新は比較的新しいことから更新していただく状況にある。今後、汚水処理場の設備更新は計画されているが、更新の更新は現在平成27～28の資産評価後に、後計を予定している。

全体総括

収益的収支のみでは賄えておらず、経営改善に向けた取組が必要である。現在実施中(H27～H28)の資産評価も参考にしながら、将来見通しを立て、経営戦略を策定し適正な施設の更新と料金体系を定める必要がある。

※ 法適用企業と類似団地区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管理改善率については、平成26年度の実績を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

小清水町の農業集落排水事業は、市街地3地区を区域として健康で快適な生活環境の実現と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図っています。

近年は少子高齢化や人口減少等の課題により厳しい経営環境となっておりますが、料金体系の見直し、民間委託の継続による経費節減、企業会計の導入等を図り、今後の農業集落排水事業を効率的かつ健全に努めてまいります。

また老朽化した施設等の更新など建設改良に係る資金調達に関しては有利な条件となる補助事業や企業債などを活用し、財政負担の軽減を図ります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本町の農業集落排水事業は、平成17年度に概ね整備が完了し、現在の整備率は約100%である。今後は、供用開始から25年が経過していることから、処理場施設の機械・電気設備の改築更新事業がメインとなる。計画期間中は、以下の投資を見込むものとする。

(1) 処理場施設の改築更新

処理場施設の改築更新事業として、老朽化した機械・電気設備について、長寿命化計画・ストックマネジメント計画に従い実施する。計画期間(H29～H38)の10年間で約401,500千円を見込む。

② 収支計画のうち財源についての説明

本町の農業集落排水事業の財源としては、下水道使用料収入、建設改良に伴う国庫補助金及び起債、一般会計繰入金を見込む。

(1) 下水道使用料

下水道使用料は、現行の料金体系として、人口減少を見込み算出した。計画期間中(H29～H38)の10年間で約472,014千円を見込む。

(2) 国庫補助金

国庫補助金は、現行の補助率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。計画期間中(H29～H38)の10年間で約200,755千円を見込む。

(3) 起債

起債は、現行の充当率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。計画期間中(H29～H38)の10年間で約200,600千円を見込む。

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、H28の総務省通知の繰出基準を見込む。計画期間中(H29～H38)の10年間で約544,189千円を見込む。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町の農業集落排水事業の投資以外の経費としては、維持管理費を見込む。

(1) 管路施設の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約3,100千円を見込む。

(2) ポンプ場施設の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約16,658千円を見込む。

(3) 処理場施設の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約355,637千円を見込む。

(4) その他維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約110,600千円を見込む。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
					111,989	108,973	104,218	97,709	94,999	95,406	97,815	97,800	96,408	92,873	
収益的収入	1 総収入	113,469	108,193	118,193	111,989	108,973	104,218	97,709	94,999	95,406	97,815	97,800	96,408	92,873	
	(1) 営業収入	53,911	52,945	51,051	50,348	49,845	48,976	48,273	47,570	46,867	46,147	45,427	44,741	44,020	
	ア 料収入	53,832	52,862	51,051	50,348	49,845	48,976	48,273	47,570	46,867	46,147	45,427	44,741	44,020	
	イ 受託工事収入														
	ウ その他	79	83												
	(2) 営業外収入	59,558	55,248	67,142	61,641	59,328	55,242	49,436	47,429	48,539	51,668	52,373	51,667	48,853	
	ア 他会社収入	55,588	55,230	67,142	61,641	59,328	55,242	49,436	47,429	48,539	51,668	52,373	51,667	48,853	
	イ その他	3,970	18												
	2 総費用	61,862	59,837	58,531	59,371	60,910	61,554	61,002	60,528	60,069	59,563	59,029	59,029	58,501	57,982
	(1) 営業費用	47,419	46,934	47,172	47,416	47,665	47,920	48,179	48,443	48,443	48,713	48,988	49,269	49,555	49,847
ア 職員給与	5,773	5,948	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	
イ その他	41,646	40,986	41,222	41,466	41,715	41,970	42,229	42,493	42,493	42,763	43,038	43,319	43,605	43,897	
(2) 営業外費用	14,443	12,903	11,359	11,955	13,245	13,634	12,823	12,823	12,085	11,356	10,575	9,760	8,946	8,135	
ア 支払利息	14,443	12,903	11,359	11,955	13,245	13,634	12,823	12,823	12,085	11,356	10,575	9,760	8,946	8,135	
イ その他															
3 収支差引	(A)-(D)-(E)	51,607	48,356	59,662	52,618	48,063	42,664	36,707	34,471	35,337	38,252	38,771	37,907	34,891	
資本的収入	1 資本的収入	22,811	44,088	208,374	263,604	149,502	3,799	1,784	332	347					
	(1) 地方債		13,300	101,000	128,600	72,000									
	(2) 他会計補助金	6,811	6,988	6,339	6,339	5,412	3,799	1,784	332	347					
	(3) 他会計借入金														
	(4) 固定資産売却代金														
	(5) 国(都道府県)補助金		10,800	101,035	128,665	72,090									
	(6) 工事負担金														
(7) その他	16,000	13,000													
2 資本的支出	(G)	73,236	90,717	264,192	313,355	195,675	45,407	38,397	35,676	37,530	41,093	42,613	42,721	40,718	
(1) 建設費		7,884	24,127	202,070	257,330	144,180									
(2) 地方債償還金	(H)	65,352	66,590	62,122	56,025	51,495	45,407	38,397	35,676	37,530	41,093	42,613	42,721	40,718	
(3) 他会計長期借入金返還金															
(4) 他会計への繰出金															
(5) その他															
3 収支差引	(F)-(G)	△ 50,425	△ 46,629	△ 55,818	△ 49,751	△ 46,173	△ 41,608	△ 36,613	△ 35,344	△ 37,183	△ 41,093	△ 42,613	△ 42,721	△ 40,718	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収支再差引	(E)+(I)	1,182	1,727	3,844	2,867	1,890	1,056	94	△ 873	△ 1,846	△ 2,841	△ 3,842	△ 4,814	△ 5,827	
積立金	(K)	24	10,473	12,200	16,044	18,911	20,801	21,857	21,951	21,078	19,232	16,391	12,549	7,735	
前年度からの繰越金	(L)	9,315	10,473	12,200	16,044	18,911	20,801	21,857	21,951	21,078	19,232	16,391	12,549	7,735	
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	10,473	12,200	16,044	18,911	20,801	21,857	21,951	21,078	19,232	16,391	12,549	7,735	1,908	
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支黒字	(P)	10,473	12,200	16,044	18,911	20,801	21,857	21,951	21,078	19,232	16,391	12,549	7,735	1,908	
(N)-(O)	(Q)														
赤字比率	$(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100)$														
収益的収支比率	$(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100)$	89	86	98	97	97	97	98	99	98	97	96	95	94	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)														
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(G)	53,911	52,945	51,051	50,348	49,645	48,976	48,273	47,570	46,867	46,147	45,427	44,741	44,020	
地方財政法による資金不足の比率	$(\frac{(R)}{(S)} \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)														
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$(\frac{(T)}{(V)} \times 100)$														
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)	628,502	575,212	614,090	686,665	707,170	661,763	623,366	587,690	550,160	466,454	423,733	383,015		
○他会計繰入金	(Y)														

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分		55,588	55,230	67,142	61,641	59,328	55,242	49,436	47,429	48,539	51,668	52,373	51,667	48,853	
うち基準内繰入金		55,588	55,230	67,142	61,641	59,328	55,242	49,436	47,429	48,539	51,668	52,373	51,667	48,853	
うち基準外繰入金															
資本的収支分		6,811	6,988	6,339	6,339	5,412	3,799	1,784	332	347					
うち基準内繰入金		6,811	6,988	6,339	6,339	5,412	3,799	1,784	332	347					
うち基準外繰入金															
合計		62,399	62,218	73,481	67,980	64,740	59,041	51,220	47,761	48,886	51,668	52,373	51,667	48,853	

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については近隣市町村との連携が必要であるため、必要に応じて検討を実施する。最適化については、北海道が策定した都道府県汚水処理構想の「全道みな下水道構想Ⅲ」に準じた整備を行っており、見直し等があった場合には速やかに対応する。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、リスクとサービスレベルを考慮した投資計画を検討し、投資の平準化を図るものとする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
その他の取組	本町の農業集落排水事業の整備は、概ね完了しており、今後は改築更新が発生する見込みであり、ストックマネジメント/アセットマネジメント計画等を踏まえて、適切に改築更新を行うものとする。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町では、定期的な下水道使用料の検討を行っており、必要に応じて改定を実施しているため、これまでどおりの対応を行うものとする。
資産活用による収入増加の取組について	本町の農業集落排水事業では、活用可能な資産を有していないため、将来においても資産活用による収入増加は見込まない。
その他の取組	実質収支が赤字になるなど、財源が収支計画どおり確保できない場合には、資本費平準化債等の活用について検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
職員給与に関する事項	現在は、町長部局内に組織があり、町全体での職員給与に関する事項を検討した結果を反映するものとしている。
動力費に関する事項	近年の電力料金の動向を踏まえて設定(年2%の上昇)をしているが、設定値を大幅に上回る場合には、収支計画を見直すものとする。
薬品費に関する事項	薬品費は、計画期間中に施設規模に変更がないことから、これまでと同程度の費用を計上している。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、ライフサイクルコストの最小化による対応(修繕・改築)を実施する。
委託費に関する事項	委託費は、処理場の運転・維持管理を年間委託しており、処理規模に変更がないため、近年実績を考慮して同程度を見込むものとする。
その他の取組	改築・更新において、設備等を取り替える際には省エネ機器を導入して、経費の削減に取り組むものとする。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	原則として、毎年度の決算終了後に確認(実質収支)を行い、中間年度(平成33年度)には将来の見直しについても、大きく変更がないかを検証して、計画から大幅に乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを実施する。 また、計画期間中に地方公営企業法を適用した際には、会計方式が変更となるため、速やかに見直しを行うものとする。
---------------------	---